

定期監査結果報告書

令和7年12月
岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

令和6年度及び令和7年度事務事業(令和6年4月1日から令和7年9月31日まで)。

なお、必要に応じて他年度事務事業を含む。

2 対象部課等

(1) 総合政策部(企画課、秘書課、広報広聴課)

(2) 子ども家庭応援部(子育て支援課、子ども家庭課、子育て施設課、こども園推進課)

※子育て施設課については、保育所の監査も合わせて実施した。

対象保育所：千喜里保育所、大宮保育所、城北保育所

(3) 公営競技事業所

(4) 消防本部(総務課、予防課、警備課、救急課)及び消防署

第2 監査の主な実施手続、着眼点及び指摘事項等の判断基準

岸和田市監査基準(令和2年監告示第7号)並びにこれに基づき策定した令和7年度

岸和田市監査等実施方針及び令和7年度一般会計・特別会計に係る定期監査実施計画に定めるところにより、監査を実施した。

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

(1) 調査期間 令和7年10月20日から令和7年12月5日まで

(2) 監査実施日 令和7年12月4日及び令和7年12月5日

第4 監査を実施した監査委員

1 総合政策部、子ども家庭応援部、公営競技事業所

森田敏裕、平田徹、藤本一善

2 消防本部(総務課、予防課、警備課、救急課)及び消防署

平田徹、藤本一善

第5 監査の結果

監査の結果については、令和7年度岸和田市監査等実施方針に定める判断基準(※)に基づき決定した。

監査の結果の内容は、以下のとおりである。指摘事項としたものについては、是正・改善を検討し、措置を講じたときは通知されたい。また、各課において指摘された事項及びその他部内における注意を要する事項については、部内で共有し、再び誤りが生じないよう適切な事務処理に努められたい。

1 総合政策部

(1) 企画課

ふるさと寄附金等の収入事務、大阪・関西万博出展にかかる地車運送等業務委託

契約等の契約事務、和歌山大学岸和田サテライト地域連携事業補助金の交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 秘書課

有功者の集い参加負担金の収入事務、旅費等の支出事務、岸和田市有功章受章記念写真撮影業務委託契約事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

岸和田市財務規則では、出納員及び現金分任出納員が現金を直接収納したときは、領収証書を交付しなければならないとされているが、有功者の集い参加負担金の収入事務について、領収証書が交付されていなかった。(判断基準 ⑤)

(3) 広報広聴課

各施設コピー料等の収入事務、点検監査支援業務（安全管理措置）委託契約等の契約事務、岸和田行政相談委員協議会補助金の交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 子ども家庭応援部

(1) 子育て支援課

助産施設費徴収金等の収入事務、東葛城小学校児童移送に係る人的安全管理業務委託契約等の契約事務、岸和田市母子寡婦福祉会助成金の交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、フォローアップ監査における注意事項についても改善状況を確認したところ、改善されているものと認められた。

(2) 子ども家庭課

児童福祉費々途指定寄附金等の収入事務、産後ケア事業業務委託契約等の契約事務、岸和田市出産・子育て応援給付金の交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 子育て施設課

保育所等保育料等の収入事務、岸和田市保育士就職フェア業務委託契約等の契約事務、岸和田市保育士応援特別給付金等の交付事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

隨時費用として資金前渡の方法により支出しているものについて、精算処理が遅延しているものがあった。(判断基準 ⑤)

(4) 保育所（千喜里保育所、大宮保育所、城北保育所）

対象保育所に係る緊急一時預かり事業保護者負担金の徴収事務、給食材料購入関係事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の

事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

千喜里保育所における時間外勤務命令事務について、出退勤システムへの入力が一部漏れていたことにより、超過勤務手当が少なく支給されているものがあった。(判断基準 ⑤)

(5) こども園推進課

市立認定こども園施設整備支援事業費補助金の収入事務、公共用地にかかる地積測量図作成業務委託契約等の契約事務、岸和田市就学前教育・保育施設整備費補助金の交付事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(6) その他部内における注意事項

ア 年間を通して一定量の需要がある物品については単価契約を締結しているが、当該契約業者以外の業者から同等品を単価契約価格より高価で購入しているものがあった。最小の経費で最大の効果を挙げる観点から、事務用品等の物品購入については単価契約物品を購入し、予算を効率的に執行されたい。(判断基準 ③)

イ 補助金交付事務において、社会福祉法人への助成について申請書に添付しなければならない書類が一部確認できなかった。社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例等に基づき、適切に事務を行わせたい。(判断基準 ②)

3 公営競技事業所

入場料等の収入事務、岸和田競輪場開催業務等包括委託契約等の契約事務、岸和田市自転車競技振興事業補助金等の補助金交付事務、備品の管理状況等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

(1) 指摘事項

ア 前回の定期監査において、取得価格 5,000 円以上の備品について備品台帳に記載されていないものがあり、観察事項としたが、今回も同様の誤りが生じていた。(判断基準 ⑫)

イ 時間外勤務命令事務について、出退勤システムへの入力を誤ったため、超過勤務手当が多く支給されているものがあった。(判断基準 ⑤)

(2) その他部内における注意事項

ア 令和7年4月分の特別観覧席レストランにおける貸付料及び光熱水費実費徴収金について、その翌月以降分の貸付料等は適切に納付されているにもかかわらず、事前調査時点で未収となっていた。なお、定期監査時においてすでに入金を確認したとの報告があったが、今後同様の事案が生じないようにし、また、当該事案に限らず会計事務全般が適時適切に処理されるよう組織的な管理点検体制の維持向上を図られたい。(判断基準 ②)

イ 令和6年1月に支出した市営競輪開催時に医務室及び救護室に勤務する医師に

係る報償費について、相手方誤りによる誤支給があり、令和7年度に修正処理し、一部返還を求め、また一部追加支給しているものがあった。支払相手方の誤りは、市の信頼を損なう恐れがあるため、再発防止を徹底されたい。（判断基準 ②）

4 消防本部及び消防署

（1）総務課

日本臨床救急医学会総会・学術集会参加に係る負担金等の支出事務、ゆめみヶ丘防災センター清掃業務委託等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、一部の事務について指摘事項が認められた。

ア 指摘事項

令和6年度及び令和7年度の支出について、立替払により支払われているものが複数あった。（判断基準 ⑤）

（2）予防課

消防許可手数料の収入事務、報償費等の支出事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

（3）警備課

消防用ヘリコプター運営費補助金等の収入事務、気象観測装置再検定及びオーバーホール業務委託契約等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

（4）救急課

救急業務支弁金の収入事務、高規格救急自動車積載機器保守点検業務委託等の契約事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

（5）消防署

既設コンクリート製防火水槽調査委託契約等の契約事務、工業用消火栓撤去工事に係る負担金の支出事務、時間外勤務命令事務等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

第6 意見

定期監査の結果については全庁に発信し、注意喚起してきたところであるが、今回の定期監査において、これまで他の部署で指摘事項とした内容と同様の誤りが見受けられた。他の部署の定期監査において指摘事項となっているものは、組織全体で起こり得るリスクとして捉えていただき、今後、同様の誤りが生じないよう、部課内での情報共有を十分に行うとともに、業務のプロセス、手順を組織内で可視化・統一化し、適切な管理点検体制のもと、事務が適正に行われることを望む。

（※）指摘事項及びその他部内における注意を要する事項の判断基準（令和7年度岸和田市監査等実施方針より抜粋）

(1) 指摘事項

- ① 市に損害を与えていたり、又は損害を与える恐れがあるもの
- ② 収入確保に適切な措置を要するもの
- ③ 予算を目的外に支出しているもの
- ④ 不必要な予算執行をしているもの
- ⑤ 法令や条例、通達等に違反しているもの
- ⑥ 契約や協定等に反しているもの
- ⑦ 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ⑧ 書類の隠匿や改ざんその他の故意による違反行為があるもの
- ⑨ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ⑩ 正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から改善を要するもの
- ⑪ 前回、指摘事項又は注意を要する事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑫ 前回、観察事項とした事項のうち、再度誤りがあったもの（修正されたものを含む）
- ⑬ 注意事項に該当する事項が多数存在するなど財務事務が全般的に不適切であるもの
- ⑭ 上記の事項以外で、監査委員が特に指摘とすることが必要であると認めるもの

(2) その他部内における注意を要する事項

- ① 不当又は違法ではないが適切でないもの
- ② 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ③ 上記の事項以外で、金額、手続、処理、方法等から見て比較的軽微な誤りと認められるもの